

資料 5 - 7

( 5 - 7 - 1 ~ 5 - 7 - 3 )

# 説明資料

( 諮問第 496 号、諮問第 498 号関係 )

- ・ まさば及びごまさば対馬暖流系群



# まさば及びごまさば対馬暖流系群の 漁獲可能量（TAC）の調整ルール及び TACの変更について

---

令和8年2月  
水産庁

# 「令和6管理年度における暫定的な調整ルール」に基づくTACの変更について（報告）

暫定的な措置として、以下の方法により、令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。

1. 令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

2. 令和7管理年度の漁獲可能量は、令和7年管理年度の生物学的許容漁獲量から、追加数量を減じた数量とする。

3. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、令和7管理年度の漁獲可能量から当該上回った数量を差し引く。

4. 令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。

令和6管理年度  
(7月～翌6月)

令和7管理年度  
(7月～翌6月)

## 1. 関係

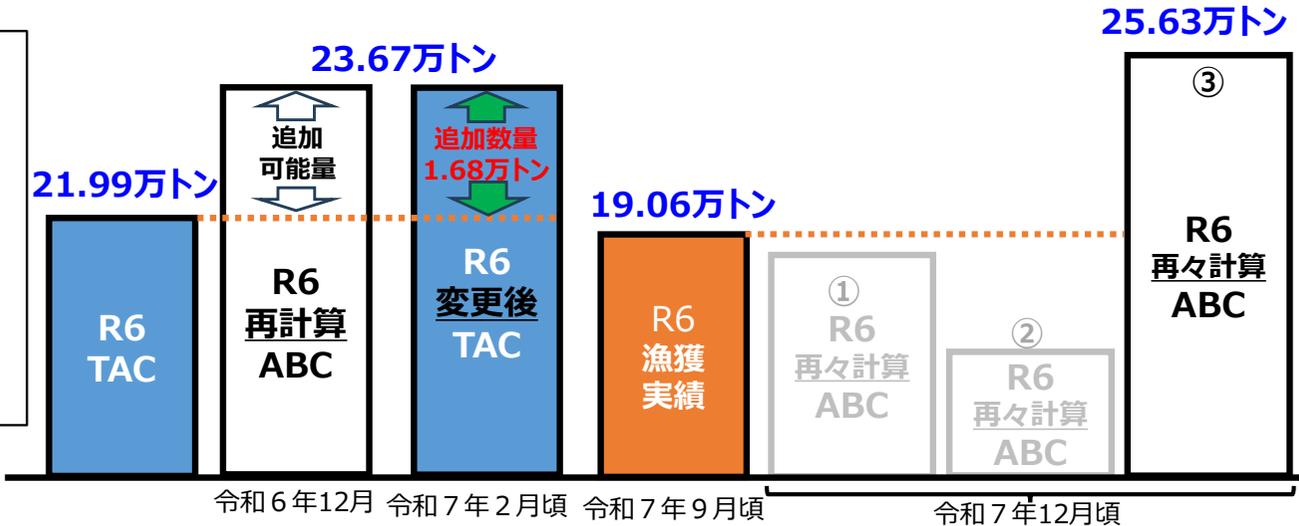
- 再計算ABCとTACの差分を上限に、追加可
- TAC > 再計算ABCの場合は、追加不可

## 3. 関係

- ① 漁獲実績 > 再々計算ABC（差が追加数量未満）
- ② 漁獲実績 > 再々計算ABC（差が追加数量以上）

## 4. 関係

- ③ 漁獲実績(19.06万トン) ≤ 再々計算ABC(25.63万トン)



## 2. 関係

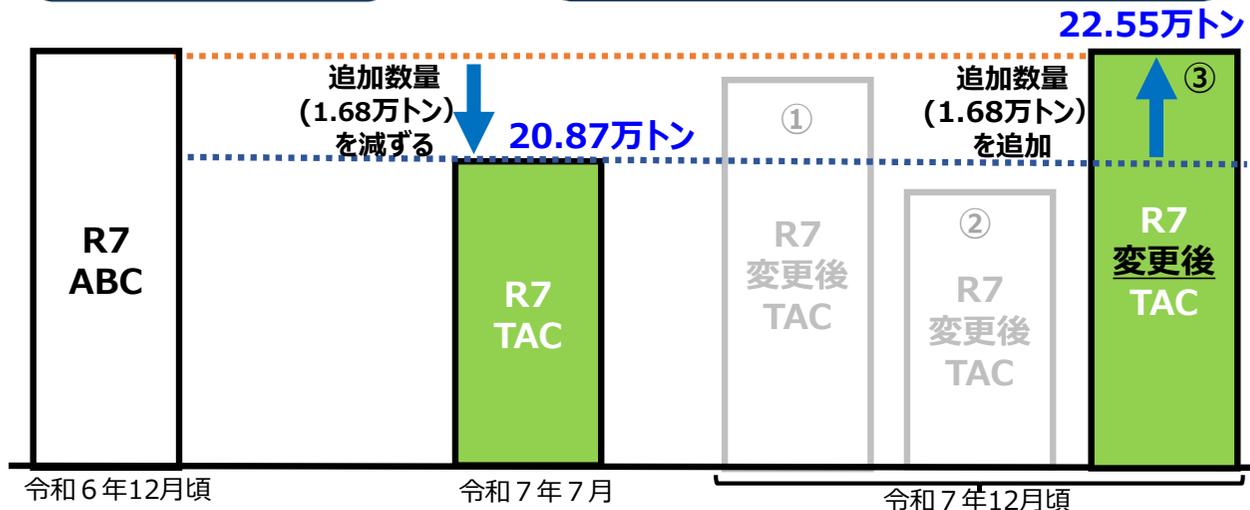
- 追加数量を減じた数量で令和7年度TACを設定

## 3. 関係

- ① 追加数量から当該差分を差し引いた分をTACに追加
- ② 当該差分が追加数量を上回る分をTACから差し引き

## 4. 関係

- ③ 追加数量(1.68万トン)をTACに追加



実施の結果、令和7管理年度の調整後のTACが盛漁期前に判明しないなど、計画的な数量管理を行う上で支障があったことが、関係者間で再確認された。

# 令和7管理年度以降の調整ルールについて（諮問第496号）

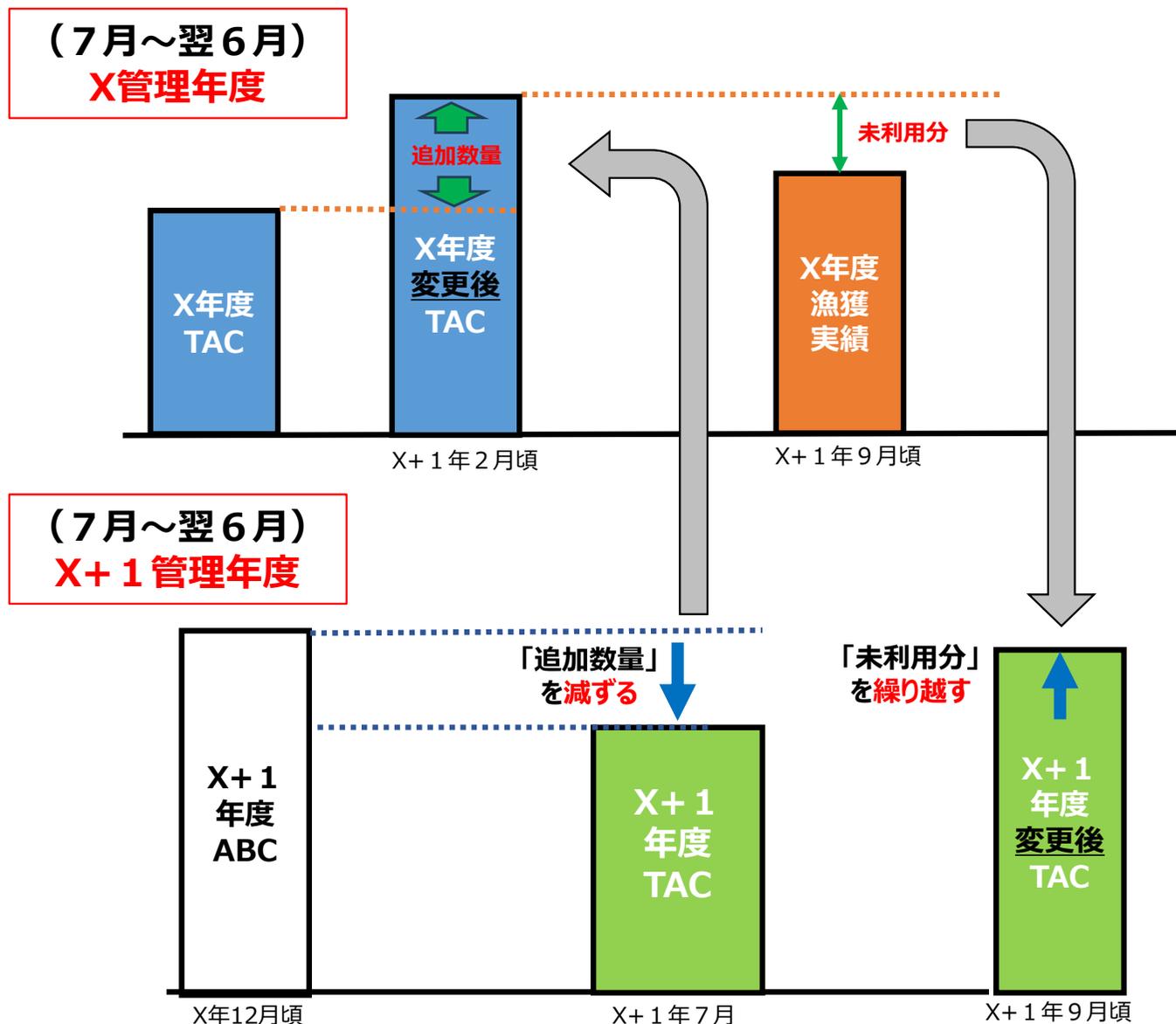
- 令和7管理年度以降の調整ルールを、令和5管理年度に用いられた以下の調整ルールに変更する。

1 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、資源管理基本方針本則第1の2（4）②アの「科学的に妥当な条件」の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能性を調整することができる。

① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能性に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。

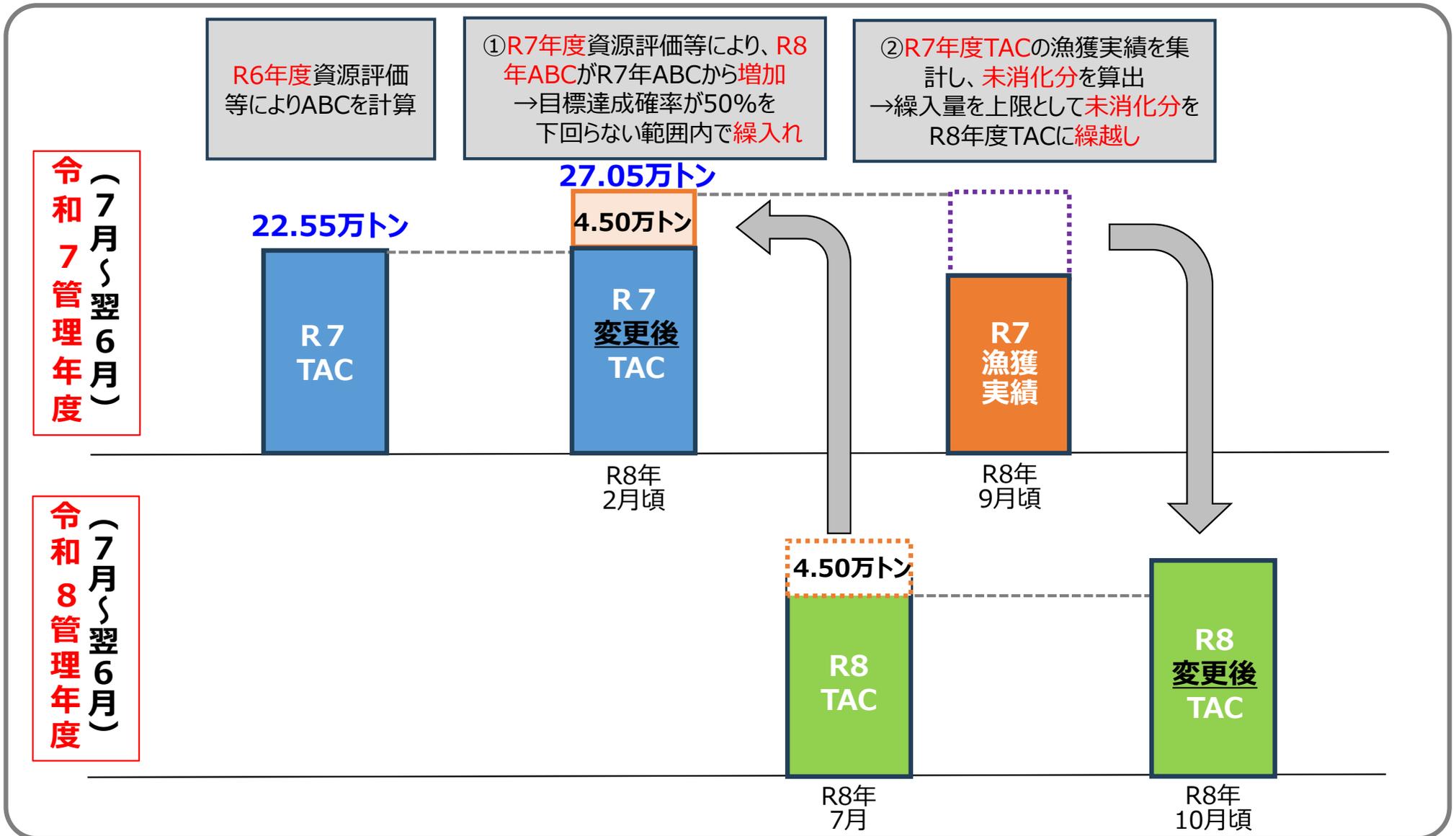
② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能性は、追加数量を減じた数量とする。

③ 漁獲可能性の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能性の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。



# 「令和7管理年度以降の調整ルール」に基づく令和7管理年度のTACの変更について (諮問第498号)

- 令和7管理年度以降の調整ルールに即して、科学的に妥当な条件の下、目標管理年度に目標を達成する確率が50%を下回らない範囲内で、4.50万トン进行令和8管理年度のTACから令和7管理年度のTACに繰入れ。
- 結果、令和7管理年度のTACは、22.55万トンから27.05万トンに変更となる。



## 管理年度途中の漁獲可能量の調整に係る規定の変更について

### 1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の本則第1の2(4)①は、漁獲可能量は、最新の資源評価及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）により導かれる生物学的許容漁獲量の範囲内で定めるとしている。
- (2) また、一部の特定水産資源については、生物学的特性上、毎年の加入量<sup>1</sup>の水準によって資源水準の値が大きく変動し、それにより漁獲可能量も大きく変動する。漁獲可能量の大きな変動は、漁業者のみならず加工・流通業者等の関係者の経済活動も大きな影響を受けることから、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって導かれる翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を上回ることが示された場合に、当該管理年度の途中に、当該管理年度と翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができることとしている。
- (3) こうした中で、まさば及びごまさば対馬暖流系群については、資源量の年変動に加えて当該管理年度に係る資源評価の不確実性にも対応するため、令和6管理年度における暫定的な措置として、令和6管理年度と令和7管理年度の間で漁獲可能量を調整し、調整した数量（以下「追加数量」という。）は令和7管理年度の当初の漁獲可能量から差し引くこととした。さらにその後、令和7管理年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再々計算される、令和6管理年度の生物学的許容漁獲量及び漁獲実績を踏まえて、令和7管理年度の漁獲可能量の調整を行うことにした。
- ＜令和6管理年度の漁獲実績が再々計算した生物学的許容漁獲量を上回る場合＞  
追加数量のうち漁獲できなかった量として、令和7管理年度に繰り越す数量としては、同実績と同生物学的漁獲可能量の差分を追加数量から差し引いた数量とする。追加数量を超えて漁獲した結果、差分が追加数量以上となる場合は、上回った数量を令和7管理年度の漁獲可能量から差し引く。
- ＜令和6管理年度の漁獲実績が再々計算した生物学的許容漁獲量以下となる場合＞  
追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。
- (4) しかしながら、本資源は、7月1日から翌年6月末日までの期間で管理しており、盛漁期は11月頃から始まるが、再々計算した生物学的許容漁獲量が明らかになるのは12月である。よって、暫定的な措置による漁獲可能量の調整では、盛漁期前までに令和7管理年度の当初の漁獲可能量から差し引いた数量の扱いが判明せず、これが計画的な操業を行う上で、当初の想定以上に支障となることが明らかになった。
- (5) このため、令和7管理年度以降については、暫定的な措置は廃止し、従来の本則第1の2(4)②アに規定されている上記(2)の方法に基づき調整することとし、以下2の変更を行う。

<sup>1</sup> 漁獲開始年齢に達した資源量

## 2 変更の内容（案）

### （1）本則第1の2（4）②イの規定について

令和6管理年度の暫定的な措置であることから、本規定を削除する。

### （2）別紙2-16の第4の3（2）の規定について

管理年度途中に当該管理年度と翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる場合及びその調整の方法に係る規定を、従来の以下の内容に変更する。

まさば及びごまさば対馬暖流系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2（4）②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和17年（2035年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。

（以上）

改 正 後	改 正 前
<p>資源管理基本方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理年度途中の漁獲可能量の調整</p> <p>当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2～第13 (略)</p>	<p>資源管理基本方針</p> <p>第1 資源管理に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 資源管理に関する基本的な考え方 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 漁獲可能量による管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 管理年度途中の漁獲可能量の調整</p> <p>ア 当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも一定程度増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、資源水準の値が目標管理年度に目標管理基準値を上回る確率が、漁獲シナリオに定められた値を下回らない範囲内で、当該管理年度の途中に当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。この場合、「科学的に妥当な条件」とは、以下を指すものとする。</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>イ <u>令和6管理年度における暫定的な措置として、令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量が、令和6管理年度の漁獲可能量を上回ることが示された場合、その差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量を調整することができる。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第2～第13 (略)</p>

- 1 -

<p>(別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 漁獲可能量の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について</p> <p>まさば及びごまさば対馬暖流系について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、当該管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度の間で漁獲可能量を調整することができる。</p> <p>① <u>当該特定水産資源の親魚量が、令和17年(2035年)に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。</u></p> <p>② <u>当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。</u></p> <p>③ <u>漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(別紙2-16 まさば及びごまさば対馬暖流系群)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 漁獲可能量の算定方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について</p> <p><u>令和6管理年度における暫定的な措置として、まさば及びごまさば対馬暖流系について、本則第1の2(4)②イの規定に基づき、以下の方法により漁獲可能量を調整することができる。</u></p> <p>① <u>令和6年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量と令和6管理年度の漁獲可能量の差分を上限に、令和6管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。</u></p> <p>② <u>令和7管理年度の漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。</u></p> <p>③ <u>令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁獲シナリオによって再計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量を上回る場合には、同実績と同生物学的許容漁獲量との差分を追加数量から差し引いた数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。当該差分が追加数量以上となる場合は、当該上回った数量を令和7管理年度の漁獲可能量から差し引く。</u></p> <p>④ <u>令和6管理年度の漁獲実績が、令和7年度の資源評価及び漁</u></p>
---	--

- 2 -

第5～第9 (略)	獲シナリオによって再々計算される令和6管理年度の生物学的許容漁獲量以下となる場合には、追加数量を令和7管理年度の漁獲可能量に追加する。 第5～第9 (略)
-----------	--

令和 7 管理年度（令和 7 年 7 月～令和 8 年 6 月）まさば及び  
ごまさば対馬暖流系群の漁獲可能量（TAC）の変更について（案）

令和 8 年 2 月  
水 産 庁

## 1 概要

（1）まさば対馬暖流系群については、令和 7 管理年度の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される令和 8 管理年度の生物学的許容漁獲量が、令和 7 管理年度の生物学的許容漁獲量よりも増加することが示された。このため、変更後の資源管理基本方針の規定に基づき、以下のとおり、科学的に妥当な条件の下で、親魚量が、令和 17 年（2035 年）に、少なくとも 50 パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、令和 7 管理年度の漁獲可能量を調整することとする。

なお、調整する数量については、全量を国の留保に繰り入れた後、資源管理基本方針別紙 2-16 の関係する規定に基づき配分する。

## 2 TAC の変更（案）

特定水産資源	T A C	
	変更後	変更前
まさば及びごまさば対馬暖流系群	270,500 トン	225,500 トン

(参考1) まさば及びごまさば対馬暖流系群のT A Cの推移

単位：万トン

資源名	R7年 (変更案)	R7年 (2025年)	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
まさば及びご まさば対馬暖 流系群	27.05	22.55 (20.87)	23.67 (21.39)	19.13 (18.53)	14.30 (12.90)	17.82	22.00

※括弧内は変更前の数字（管理年度途中の当該管理年度と翌管理年度との間での漁獲可能量の調整）

(参考2) まさば及びごまさば対馬暖流系群の漁獲実績

単位：万トン

資源名	R6年 (2024年)	R5年 (2023年)	R4年 (2022年)	R3年 (2021年)	R2年 (2020年)
まさば及びごまさば 対馬暖流系群	19.06	16.35	14.19	12.76	9.60

改 正 後	改 正 前												
<p>まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）            法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都 道 府 県</th> <th style="text-align: center;">都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道</td> <td style="text-align: center;"><u>17,200</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 （略）</p> <p>第二 まさば及びごまさば対馬暖流系群</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  <u>270,500トン</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>第三～第十一 （略）</p>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	<u>17,200</u>	(略)	(略)	<p>まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和7管理年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。</p> <p>第一 まさば及びごまさば太平洋系群</p> <p>一 （略）</p> <p>二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）            法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <p style="text-align: right;">（単位：トン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都 道 府 県</th> <th style="text-align: center;">都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">北海道</td> <td style="text-align: center;"><u>18,400</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>三 （略）</p> <p>第二 まさば及びごまさば対馬暖流系群</p> <p>一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）  <u>225,500トン</u></p> <p>二・三 （略）</p> <p>第三～第十一 （略）</p>	都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量	北海道	<u>18,400</u>	(略)	(略)
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量												
北海道	<u>17,200</u>												
(略)	(略)												
都 道 府 県	都 道 府 県 別 漁 獲 可 能 量												
北海道	<u>18,400</u>												
(略)	(略)												

1  
1